

# 夫婦の財産と信託の法理

——とくにオンタリオ州について——

村 井 衡 平

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 棕櫚の木の正義の理論
- 三 カナダにみる夫婦の財産と信託の法理
- 四 信託をめぐるオンタリオ州の判例
- 五 カナダ最高裁の判例
- 六 おわりに

## 一 はじめに

カナダ全土に統一的な効力をもつ「離婚に関する法律」(Act respecting Divorce)<sup>①</sup>が一九六八年に制定されたのち、約一〇年間の統計によれば、カナダにおける離婚率は約二〇パーセント上昇し、とくにアルバータ州では

三〇パーセントに達したといわれる<sup>(2)</sup>。ここで離婚に際して夫婦の財産関係をどのようにして合理的に解決するかということが、右のような事情の変化に直面し、改めて大きな問題として登場することになった。夫婦の財産をオンタリオ州についてみれば、すでに一八五九年の「妻に一定の財産権を取得させる法律」(An Act to secure to Married Women Certain Rights of Property)<sup>(3)</sup>にほゞまる一連の立法、すなわち、一八七一年—七二年、一八七七年、一八八四年、一八九七年の「妻所有財産法」(The Married Women's Property Act)<sup>(4)</sup>によって、婚姻中の妻の特有財産の概念が創設され、妻の立場が根本的に変更されるにいたった。その結果、妻は未婚婦人と同様に不動産および動産を所有することができるようになった。婚姻は夫婦各自に新しい財産を与えることなく、夫婦は他人であるかのように扱われたといわれる<sup>(5)</sup>。しかし、この特有財産の原則は、まもなくそれに二つの主要な欠点のあることが明らかになった。一つは、普通の場合に妻が家庭における主婦としての役割を引き受け、家事、育児に専念する結果、婚姻中は特有財産を取得する機会がほとんどないということ、もう一つは、この当時はすべての取引が手のとどく範囲内で行われたので、財産に関する法律上の権限(Legal title)の問題が非常に重要性を帯びたということである<sup>(6)</sup>。つまり、夫婦の一方と第三者との取引の結果として取得された財産について、法律上の権限が夫婦のいずれか一方にのみ帰属するのか、または双方に共有者(Co-owner)として帰属するのか、ということにほかならない。

右のような問題をはらみながら、今世紀の半ば、一九五〇年の「妻所有財産法」(The Married Women's Property Act)を受け継いで、一九六〇年法<sup>(7)</sup>および一九七〇年法<sup>(8)</sup>が制定された。その間、オンタリオ州における法改正の過程は一九六〇年の「オンタリオ州法律改正委員会・家族法調査プロジェクト」(The Ontario Law Reform Commission's Family Law Project)によって開始されており、一九六七年に最初の運営報告書(working paper)

が公表されたのち、一九七四年には四部から成る報告書が出版され、その第四部で夫婦財産法の改正について詳細な提案を行っている<sup>(9)</sup>。それによれば、基本的には夫婦各自はそれぞれの特有財産を維持し、離婚に当っては、婚姻中に夫婦各自が得た利益 (gain) を衡平に分割することになる。婚姻中、妻も夫と同様になんらかの事業や職業に従事して相当の収入を得ており、たとえば夫が不動産を購入するに当って、妻もその代金を相当に負担し、負担した割合で名義を共同所有としている場合はとくに問題はない。これと对象的に、不動産の購入について妻も代金を相当に負担したにもかかわらず、購入した不動産が夫の単独名義とされたままである場合とか、または妻が長年にわたって夫の経営する夫名義の事業に協力し、とくに金銭的な負担をしたわけではなく、事業の拡大、夫名義の不動産の増加に寄与してきたが、とくに妻の名義のものは何も存在しないという場合もあろう。また、いわゆるサラリーマン家庭の主婦として家事・育児に専念し、特有財産を取得する機会はなかったが、その間に夫が財産を増加することのできる原動力として側面から寄与していた事例も考えられる。このような事情のもとで離婚に直面するとき、それまで夫が事業や職業に従事することによって貯えることができた財産について、妻の名義のものはないとしても、妻の寄与を全く無視してしまふのはきわめて不合理である。このような場合には、妻の名義のものではなくても、夫が婚姻中に自分の名義で得た財産について、妻が妥当な割合で法律上の権利を主張することが認められるべきであろう。夫婦の財産に関する法律のもつ厳格さを緩和する方法が考えられなければならない。ここでオンタリオ州について考察するに先立ち、同様の問題をかかえていたイギリスにおいて、問題を解決するための最初のアプローチとして、「棕櫚 (シユロ) の木の正義」(palm-tree justice)<sup>(10)</sup> とよばれる理論が用いられることになったといわれるので、まずこの理論を検討することにしよう。

(一) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻二・三号一七七頁以下。

- (2) A. Shone, Principles of Matrimonial Property Sharing = Alberta's New Act. Alberta L. R. vol. 17. p. 146. (1979)
- (3) Marriage and Divorce in Canada. C. L. T. vol. L1. p. 92. (1915)
- (4) Bissett-Johnson and Holland. Matrimonial Property Law in Canada. p. 0-4. (1987)
- (5) Bissett-Johnson and Holland. op. cit. p. 0-4, 5.
- (6) Bissett-Johnson and Holland. op. cit. p. 0-4.
- (7) R. S. O. 1960. vol. 3, ch. 229. p. 59.
- (8) R. S. O. 1970. vol. 3. ch. 226. p. 349.
- (9) N. Parkinson, Who needs the United Marital Property Act? U. of Cincinnati L. R. vol. 55, p. 689. (1987)
- (10) Bissett-Johnson and Holland. op. cit. p. 0-6.

## 二 棕櫚(シュロ)の木の正義の理論

イギリスにおいて採用された最初の手がかりは、「シュロの木の正義」とよばれる理論であった。具体的にいえば、妻にとって不利な夫婦財産に関する法律の規定を妻の有利になるように広く解釈することに基礎をおいていた。<sup>(1)</sup>ギリシヤ・ラテンのことわざによれば、「Palma nos sine pulvere」(シュロ—褒美は塵なくてはなし—労なくして功は得られず)とか、「Palma qui meruit ferat」(勲功ありし人にシュロ—勝利の標しを持たしめよ)といわれる。<sup>(2)</sup>シュロの葉は人間の手のひらの形をしており、また勝利のシンボルとされることから、妻が自分の手を労して取得した財産は妻に帰属させるといふ趣旨を示すものとみてよかろう。

ビクトリア女王(一八三七—一九〇一)の初期の時代には、妻は法律によって保護される必要があり、そのた

めに「夫婦は一体である」との原則が有効に作用していた。だが、ジョージ六世（一九三六—一九五二）のもとで一九四〇年代に入ると、イギリスの裁判所はデニング卿（Lord Denning）の指導のもとに、二つの方法によって夫婦の財産法に関する法律の厳格さを緩和しようと企てた。一つは夫婦財産の規定の解釈に集中され、略式の方法で財産に関する論争を解決しようとし、もう一つは信託法の発展を必然的に引き起すこととなった。<sup>(3)</sup> それ以降になると多くの女性が彼女自身の収入をもつようになったため、「夫婦は一体である」との原則自体が望ましいものでなくなつた。一八七〇年の「妻所有財産法」<sup>(4)</sup>（The Married Women's Property Act）は妻が二〇〇ポンドまでの彼女自身の収入を保有することを許し、古風なものとなつたコモン・ローの原則を一掃した<sup>(5)</sup>けれども、社会的な不平等はいぜんとして続いていた。そのため、これに続いて一八八二年の「妻所有財産法」が制定された。この法律の目的は、財産について夫婦を同等の立場におくことにあつた。そして、第一七条によれば、「財産上の権限またはその保有に関する夫婦間のいかなる問題についても、夫婦の一方は……高等法院の判事に対する略式手続における呼出状または他の方法により……申し立てることができるし……判事は……争いとなつてゐる財産に関して、彼が適切と判断する命令を与えることができる」旨を定めた。<sup>(6)</sup> その後の立法でもそのままであつたが、ここにみる第一七条は二つの点であいまいさを示していた。この規定の前半は財産の権限または保有に関していて、そこから、裁判所の義務は創設された権利を確認するにあるとするが、後半は判事が適切と考える命令に関していて、判事に足かせのない自由裁量を与えるようにみえるからである。<sup>(7)</sup>

かくして、右の規定から重要な疑問が生じることになつた。同条によつて判事に与えられた権限は、夫婦間に正義を行うために、財産に関する夫婦のコモン・ローおよび衡平法上の権利を無視することができるとかどうかという点である。一九四〇年頃までは前示第一七条は純粹に手続的なものにすぎないと考えられていた。つまり、

夫婦の財産に関するコモン・ローおよび衡平法上の権利を単に略式の方法で決定することを定めたにすぎないと考えるわけである。<sup>(8)</sup>しかし、一八八二年に法律が制定されてから約六〇年を経過した一九四七年にいたり、この規定はすべての事情のもとで夫婦の財産上の権限に関する厳格なコモン・ローおよび衡平法上の権利を無視して、正当と判断することを實現する完全なフリー・ハンド（行動の自由）を裁判所に付与するものと認められるにいたっている。

その後、一九五〇年より六〇年代にかけて、イギリスにおいて妻所有財産法のもとで発展したのが「家族財産」(Family assets) という概念である。<sup>(10)</sup>この概念に含まれるものとしては、婚姻同居、家財道具、家族の車などのように、夫婦によつて取得され、夫婦および彼等の家族の共通の使用および享受に供されるものが考えられる。

これに反する意思が存在しないとき、家族財産は離婚に當つて夫婦間に衡平に分割されるべきことにならう。いくつかの裁判所は前示第一七条の規定を、「シュロの木の正義」の理論としてはなやかに画かれるものを、家族財産の分割に當つて適度に行使する権限に関するものと考えた。<sup>(11)</sup>「シュロの木の正義」という表現は、イギリスにおいで未公表の Newgrosh v. Newgrosh (一九五〇) 事件においてはじめて登場し、数年後の控訴裁判所の Rimmer v. Rimmer (一九五二) 事件で実際に適用されて定着し、繁栄を続けたといわれる。

Rimmer v. Rimmer (一九五二) 事件をみてみよう。この事件において、夫婦は一九三四年に婚姻し、翌年九月に四六〇ポンドで住居を購入した。妻は二九ポンドを支払い、夫は残額四三二ポンドについて住宅会社に抵当権を設定した。夫婦は賃金労働者であり、夫は週給の一部を家事のため妻に渡した。一九四二年、夫は海上貿易に従事し、週に三ポンド一〇シリングを妻に渡し、まもなくこれは四ポンドとなった。妻は夫から受け取った金額から一五一ポンドを支払った。そして一九四四年から四六年にかけて、妻は彼女自身の収入から二八〇

ポンドを支払い、これによって抵当権は抹消された。

戦争終了後、まもなく夫は帰宅したが、一九五一年一〇月に妻を遺棄し、翌五二年には住居を売却し、二・一〇ポンドを受領した。インフレの影響もあり、購入時より一・六五〇ポンドも高額であった。妻はそこで、すでにみた一八八二年の妻所有財産法の第一七条により、夫に対し、彼女が住居の購入に際して支払った金額の償還を請求した。サウスポート郡裁判所の登録官および判事により、ちがった金額が提示されたので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、すべての事情を考慮し、きわめて幸運にも住居を高額に売却できたその金額を夫婦に公平に分配すべきであるという。

ある財産が夫婦の一方の名義で、彼等の共同生活を通じて双方のために継続的に用意するものとして購入され、双方がその購入価格について寄与するとき、その財産は通常、夫婦双方に平等の割合で帰属すべきものと考えられるとの一九六四年当時の説明<sup>(14)</sup>も、これによって家族財産の概念および「シユロの木の正義」の理論で正確に裏書きされたものとみることができよう。一八八二年の妻所有財産法に関する *Rimmer v. Rimmer* (一九五二) 事件による自由な解釈は、オーストラリアのビクトリア州、クイーンズランド州および西オーストラリア州の同種の法律の解釈にも大きな影響を及ぼしたといわれている<sup>(15)</sup>。

ところで、イギリスにおいて右のように支持されていた「シユロの木の正義」の理論も以下にみる貴族院の *Pettit v. Pettit* (一九六九) 事件<sup>(16)</sup>および翌年の *Gissing v. Gissing* (一九七二) 事件<sup>(17)</sup>によって最終的に弔鐘を聞くことになった<sup>(18)</sup>。この *Pettit v. Pettit* (一九六九) 事件をみれば、離婚に伴い、一八八二年の妻所有財産法の第一七条のもとでの手続において、夫は以前の婚姻住居の売却金について分け前を請求した。この住居は妻の所有に

属しており、彼女の単独の名義で譲渡された。夫の請求は住居の内部の再裝飾および修繕により、その価格を一〇〇〇ポンド高めたことを理由としている。登記官によれば、夫は二〇〇ポンドの範囲内で売却金の分け前を得る権利があるという。大法官控訴裁判所 (Court of Appeal in Chancery) は夫の請求を認めた原判決を容認したので、妻が上告した。

貴族院はこれに対して次のように判断している。すなわち、①一八八二年の法律の第一七条は単なる手続に関する規定であり、当事者の現存する財産上の権利を変更する権限を裁判所に与えてはいない。②証拠によって明らかになった事実によれば、夫が仕事をし、また住居の修理等のための材料に金銭を支出することにより、なんらかの有益な利益を取得すべきであるという当事者の共通の意思を推理することはできない。したがって、このような事情のもとで夫の請求は失敗に帰し、妻の上告は容認されるという。

一八八二年の妻所有財産法の第一七条の規定は財産上の権利に関する厳格な法律上の規則を無視して、正当なことをするフリー・ハンドを裁判所に付与したものであるとの主張が貴族院によって完全に否定されたわけであって、しばらく繁栄した「シュロの木の正義」の理論もこの時点で姿を消すことになる。

では、イギリスにみられた右の理論は同じコモン・ローおよび衡平法の流れを汲むカナダ、とくにオンタリオ州に何か影響を及ぼしたであろうか。及ぼしたとすれば、どのような事情を示しているであろうか。

一七九一年に創設されたアップパー・カナダ (現在のオンタリオ州) の議会は、翌年一〇月二五日に最初の法律を制定した。<sup>(19)</sup> 「アップパー・カナダにイギリスの私法を導入する法律」<sup>(20)</sup> (An Act introducing the English civil Law into Upper Canada) がそれである。「財産権および市民権、証言および裁判上の証拠に関して紛争のある事項については、同日現在のイギリスの法律が拘束力を有する。ただし、アップパー・カナダにおいて効力を有する王国



議会の法律により、またはアップパー・カナダの法律によって廃止されたものは、この限りでない<sup>(21)</sup>とする。これによって、一七九二年一月一五日現在のイギリスのコモン・ローおよび制定法がオンタリオ州にはじめて継受されたわけである。夫婦の財産に関する「シュロの木の正義」の理論も、その後に当然に引き継がれてきたものと推測される。この推測の正しいことは、右の理論はイギリスの場合と比較して短命であったとの説明によってまちがいに裏書きされるであろう。具体的にいえば、オンタリオ州において、一八五九年の「妻に一定の財産を取得させる法律」<sup>(22)</sup> (An Act to secure to Married Women certain Rights of property) にはじまる立法、すなわち、一八七一年—七二年、一八七七年、一八八四年さらに一八九七年の「妻所有財産法」<sup>(23)</sup> (The Married Women's property Act) によって、妻の特有財産の概念が創設された。その結果、妻の立場が根本的に変更されるにいたった効果として、妻は未婚婦人と同様に不動産および動産を所有することができるようになったからである。

かくして、オンタリオ州において、「シュロの木の正義」の理論は一八九〇年にいたり、イギリスよりも約一〇年早く、カナダ最高裁の Thompson v. Thompson (一九六〇) 事件によってもみ消される (scotch) こととなつたといわれる<sup>(25)</sup>。

Thompson v. Thompson (一九六〇) 事件<sup>(26)</sup>において、夫は一区画の土地を購入し、彼自身の名義で譲渡証書を作成した。彼は復員軍人土地法 (The veterans Land Act) によるローンの助けを得て、その土地の上に住居を建築して所有し、のちに住居とその一画の土地を除いてすべてを売却した。その後、妻は離婚および彼女自身と子の扶養料を請求し、彼女は夫が売却した財産の唯一の所有者であり、売却金のすべてについて権利を有する旨を主張した。原審は彼女がその売買について財政的な寄与は何もしていないという理由で請求を棄却したので、彼女が控訴した。控訴裁判所は妻が夫の財産および売却代金の半分について権利を有すると認めたので、夫がカナ

ダ最高裁に上告した。

最高裁はこれに対し、夫の上告を棄却し、次のようにいう。すなわち、土地を購入してから二年を経過するまで、婚姻住居について何も問題は生じなかった。土地の売却は夫による投機的な目的のための冒険であって、土地がその一部に住居を建設するのに適していたからである。それゆえ、イギリスの *Rimmer v. Rimmer* (一九五二) 事件に由来するような婚姻住居に適用できる理論は、この事件の事情に正確に適用することはできないという。つまり、裁判所が正面から妻の権利を夫と対等に適切に承認するからには、もはや妻の権利を保護する目的で「シユロの木の正義」の理論をもち出す必要はなくなったわけであり、イギリスと同様にカナダにおいてもこの理論はその役目を終えて姿を消したことになる。

- (1) *Bisset-Johnson and Holland, Matrimonial Property Law in Canada*, p. 0-8. (1987)
- (2) 田中秀夫、落合大郎編著「ギリシヤ、ラテン引用語辞典」五二三頁。
- (3) *Dickey, Family Law*, p. 476. (1985)
- (4) *Statutes of Realme*, 1870, 33 & 34, vict. ch. 93, p. 400.
- (5) *S. Khelarpal, Property Right of Husband and Wife. A Brief Survey*, Alberta L. R. vol. 7, p. 41. (1968-69)
- (6) *Butterworth Family Law Handbook*, pp. 4-5. (1991)
- (7) *Lionel Rosen, Palm Tree Justice. Solicitor's Journal*, vol. 110, p. 239. (1966)
- (8) *Dickey, op. cit.* p. 477. *Lionel Rosen, op. cit.* p. 239.
- (9) *S. M. Crethey, Principle of Family Law*, p. 649. (1984)
- (10) *Dickey, op. cit.* p. 481.
- (11) *Dickey, op. cit.* p. 477.

- (21) Bissett-Johnson and Holland, *Matrimonial Property Law in Canada*, p. 0-3.
- (22) E. R. Q. B. [1952] 1-p. 63.
- (23) H. Webb and K. Bevan, *Source Book of Family Law*, p. 634. (1964)
- (24) Dickey, *op. cit.* p. 477.
- (25) E. R. A. C. [1969] p. 777.
- (26) E. R. A. C. [1971] p. 886.
- (27) W. H. Holland, *Reform of Matrimonial Property Law in Ontario*, C. J. F. L. vol. 1, p. 7. (1978)
- (28) *Marriage and Divorce in Canada*, C. C. T. vol. L1, p. 92. (1915)
- (29) 32 Geo. III, ch. 1, u. c.
- (30) *Marriage and Divorce in Canada*, *op. cit.* p. 92.
- (31) Bissett-Johnson and Holland, *op. cit.* p. 0-6.
- (32) S. C. 1859, ch. 31.
- (33) Bissett-Johnson and Holland, *op. cit.* p. 0-4.
- (34) W. H. Holland, *op. cit.* p. 7.
- (35) S. C. R. [1981] p. 3.

### 三 カナダにみる夫婦の財産と信託の法理

夫婦の財産と関連して、イギリスおよびカナダのオンタリオ州でも「シュロの木の正義」の理論が定着し、繁栄したことはさきにも述べた。その後、財産の取得について配偶者が寄与していた場合、それに関して夫婦間で何

も明示の合意がないとき、救済を求めるために残された技法は「信託」(Trust)の法理を主張することであった。<sup>(1)</sup>もともと、英米法によって法律学になされた最も特色のある、しかも最も有効な寄与は信託であつて、イングランド、イギリス植民地およびアメリカにおいて、家族関係または商業活動を信託なしに考えることはほとんどできず、信託は生活のすべての面に入り込んでいるのみでなく、すべての英語圏の人々の日々の考え方を特色づけているとさえいわれる<sup>(2)</sup>。また、イギリスにおける初期の時代、大法官裁判所の主要な仕事は信託を強行することであつて、信託は一五三五年に制定されたユース法(Statutes of Uses)をうまく逃れようとする法律家によつて考えられた方法から発生したとも指摘される。<sup>(3)</sup>

信託というのは、信託財産の名義そのものが委託者から受託者に移転し、受託者が名義人となり、一定の目的(信託目的)に従つて、受益者のために財産の管理・処分を行う制度である。これを当面の問題に移して考えてみよう。婚姻中に夫婦が経済的にも互いに協力して不動産を取得したけれども、それが夫の単独名義にされている場合はもとより、妻が経済的な面以外の家事・育児に専念することにより、夫が不動産を購入することを可能にしていた場合などもあり得よう。このような場合に、その財産はたとえ名義が夫のものになつていても、もと夫婦共有のものであり、婚姻中は妻が委託者として自分の持分の管理を夫を受託者として委託していたと考へる。ここで信託の法理が大ききはたらきをすることになる。

ところで、信託は、当事者の双方または一方に信託を設定することを目的とする共通の意思(common intention)があつたと考えられる場合でも、明示(express)信託と黙示(implied)信託に二分される。夫婦の間で財産関係について捺印証書(deed)または遺言(will)により、自由かつ慎重な行動で明示信託が行われているならば、夫婦の意思に従つて解決すればよい。実際に問題になるのは、ほとんどが夫婦の意思を推測しながら、信託

に該当するとされる場合である。これはまた二つに分類される。一つは主として法律の作用によるものであって、法定信託 (Constructive trust) とよばれ、もう一つは主として当事者の行動に注目するもので、復帰信託 (Resulting trusts) とよばれる。<sup>(4)</sup> 両者はそれぞれ次のように定義されている。

法定信託

○ 信託の成立は信託行為によるのが普通であるが、例外的に特定の信託行為なくして信託の成立が認められる場合がある。いわば信託の擬制であって、法定信託とよばれる。<sup>(5)</sup>

○ 受益者としての性質を与えられたある人が、受託者としての彼自身の立場を利用して個人的な利益を得たときに、衡平法裁判所によって発展させられる。それは信託の設定者の意識的な行動によるのではなく、衡平法裁判所の推断 (Implication) によって発生させられる信託である。<sup>(6)</sup>

復帰信託

○ 取引の性質からみて、信託を発生させるのが当事者の意思であったことが明らかになるとき、法律の推断によって発生させられる信託である。<sup>(7)</sup>

○ 財産を取得または保有している人が、それについて受益者としての利益 (Beneficial interest) をもつべきであると考えていないとの推測を生じるような事情のもとで、財産を処分し、または処分しようとするときに、復帰信託が生じる。<sup>(8)</sup>

法定信託および復帰信託は、それぞれ右のように定義されている。これらの意味を右のように理解したうえで、本稿では主としてオンタリオ州の裁判所に現われた夫婦の財産をめぐる信託の事例をとり上げて検討する。

(一) Bissett-Johnson and Holland, Matrimonial Property Law in Canada, p. 0-6. (1987); W. H. Holland, Reform

of Matrimonia, Property Law in Ontario, vol. 1, p. 7. (1978)

- (2) P. J. Eder, A comparative survey of American and Latin American Law. p. 86. (1950)
- (3) P. J. Eder, op. cit. p. 87.
- (4) W. F. Frank, the general Principle of English Law. p. 111. (1943)
- (5) 田中美、山田昭 信託法 四〇頁、一九九八年。
- (6) A. Jogis, Canadian Law Dictionary, p. 258. (1985)
- (7) A. Jogis, op. cit. p. 216.
- (8) 高柳・末延共編英米法教材第一巻 信託法「増訂版」一五四頁、一九四六年。

#### 四 信託をめぐるオンタリオ州の判例

オンタリオ州においても他の諸州と同様に、離婚に際して家族財産を分割する規定を含む法律として、一九七五年に家族法改正法 (The Family Law Reform Act) 及び一九七八年には家族法典 (The Family Law Act) を制定している。この法律の適用をうける家族財産について、離婚による分割に「信託」の法理を適用しており、ときとしてコモン・ロー婚つまり婚姻していない男女を含む場合にも適用しているのが実情の<sup>(1)</sup>ように見うけられる。ところで、カナダにおいては信託による判例として二つの方法が発展した。最初のアプローチとしては信託に重点をおくものであり、夫婦間の寄与および共通の意思を要求する。これに続く第二のアプローチとしては、不当利得 (unjust enrichment) を阻止するための救済方法または回復方法として、法定信託を強調するといわれる。<sup>(2)</sup>ここではオンタリオ州の第一審および控訴審の事例を参照することとする。その内容をみれば、莫然と

信託を認めるにすぎないもの、法定信託を認めるもの、復帰信託を認めるものと種々である。参照した事例について数からみれば、法定信託を認めるものが多数を占める点に特色がみられる。婚姻中の夫婦の財産をめぐるさまざまな形での不当利得の結果を救済するために法定信託の理論が適用される場合が多いとみてまちがいないであらう。

(1) D. A. Klein, *Family Law Awards in Canada*. p. 117. (1987)

(2) Bissett-Johnson and Holland, *Matrimonial property Law in Canada*. p. 1-17. (1980)

① Beard v. Beard (一九七三) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、妻は夫が彼の名義で所有している不動産について、その購入に当って財政的な寄与をした事実を主張し、彼女が住居について二分の一の利益を有する旨の宣言を求めた。

裁判所はこれに対し、妻の主張を認め、次のように判断している。すなわち、原則として、夫または妻の単独の名義とされている婚姻住居は、それにもかかわらず、平等または不平等に、夫婦双方に共同に帰属している。

明示または黙示の合意によるよりも、むしろ法律によって課せられる信託による。法律は夫および妻に、互いに他方のために、信託を設定する義務を負わせるという。

ここでは、夫が彼の単独名義で住居を購入しようとするとき、それについて財政的な寄与をしていた妻は、彼女の持分に相応する共有名義とするように要求すべきであった。だが、それは行われていない。妻の利益を保護する方法として、ここに信託が浮び上がってくる。住居は夫の単独名義とするが、妻も相應の持分をもつ事実にとづいて、妻のために明示に信託を設定しておけばよい。しかし、これは行われていない。妻のために残され

た救済方法は復帰信託を認めることである。この場合、夫婦の意思からみて復帰信託が認められなるとすれば、法定信託の法理によって妻の利益を保護すべきことになる。裁判所の判断もこのような線に沿ったものであろう。

(一) R. F. L. vol. 10, p. 345.

② *Whiteley v. Whiteley* (一九七四) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、夫婦が婚姻して二〇年を経過した一九五〇年に、ある土地(五・二エーカー)を夫の名義で購入した。頭金として六〇〇ドル、その後毎月約二〇ドルずつ二五年間支払う約束である。妻は六〇〇ドルを現金で支払うことによって寄与した。原審は妻が財産について十分な利益を請求するのに対し、夫婦間には夫が妻のために財産を保有するとか、または妻が財産について利益をもつという合意は何もなかったと認め、妻の請求を棄却したので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、信託という法理をもち出し、次のように判断している。すなわち、原審は、当事者間に合意が存在しなかったにもかかわらず、妻が土地について利益を得る権利をもつとし、信託が彼女のために生じたと判断しなかった点で誤っているという。

ここでは夫が土地を購入するのに支出する金額は、頭金も含めて約六・六〇〇ドルであるが、他方で妻も現金で六〇〇ドルの負担をした。このような妻の負担をどのように考えるか。一つは、妻が単純に夫に贈与したとみることができれば、問題は残らない。だが、妻は離婚に際してこれに関する十分な利益を主張しているから、贈与には当たらない。また、土地の総額に対して妻が約一割の負担をしたから、その割合で夫婦共有とすることもできようが、双方ともにその意思はなかったようである。そうだとすれば、裁判所が指摘するように、信託の問題



に帰着しよう。夫婦間に信託をめぐる明示の合意は全く存在しないため、復帰信託が考えられないとすれば、結局、夫婦間に法定信託が存在するものと認めるのが最善の策となる。夫は自分の名義で購入した土地の約一割について、妻のために信託として保有してきたものと認め、その支払いを命じるのが妥当な道になる。

(一) R. F. L. vol. 16, p. 309.

③ Conroy v. Conroy (一九七二) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、妻は夫の単独名義になっているある土地および建物について、彼女が二分の一の利益をもっている旨の宣言を求めた。問題となっている住居の取得のために彼女が寄与したことを主張する。妻によれば、夫は彼女に対して何度も、彼女が住居について利益をもっている旨を保証していた。

裁判所はこれに対し、夫が土地および建物を妻のために信託として保有する旨を宣言し、次のように判断している。すなわち、権限が彼等の共同の名義で取得されたとか、妻が財産について利益をもつべきであるとかについて、明確な合意は存在しなかった。しかし、夫が財産を「われわれの住居」というとき、それは明らかに、両当事者が夫婦としてその住居を保有すべきであるとの意思の表明であった。妻は共同の銀行口座に四・〇〇〇ドルの寄与をし、彼女はそれを抵当債務の支払いおよび他の家事費用に充当している。住居の購入価格が二四・〇〇〇ドルであったことを考えれば、彼女に四分の一の利益を認めるのが妥当であろうという。

ここでは夫が土地および建物を彼の単独名義で購入したのに対し、妻は財政的な寄与をしたことを理由に二分の一の権利を主張する。その主張の根拠として、夫が妻も住居について権利をもっている旨を保証した事実をあげる。夫が保証するという意味をどのように理解するか。たしかに財産の名義は夫の単独所有になっていて、妻

の持分は表面に現われていないが、現実には妻の持分も含まれていて、夫はそれを信託的に保有している事実を認めたと理解すれば、いわゆる明示信託に該当しよう。だが、当面の場合はそうではなさそうである。夫婦間に信託をめぐる共同の意思は存在しないとしながら、夫が「われわれの住居」と明言するものをとらえて、信託を認定するにすぎない。明示信託でなければ、それは法定信託なのか、復帰信託なのか。そこまで裁判所の判断は及んでいないが、法定信託とするのが妥当ではなからうか。また、妻の持分の割合について彼女は二分の一と主張するが、裁判所は四分の一に留めており、妻が財政的に寄与した割合について疑問が残されている。

(1) R. F. L. 2d. vol. 4, p. 31.

#### ④ Babrociak v. Babrociak (一九七八) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、問題となっている住居は夫の名義で取得された。妻は住居の購入について金銭による寄与はできなかった。だが、二分の一の利益を主張する根拠として、住居を建設するについて費やした彼女の労力を主張した。

裁判所はこれに対し、彼女の労力を通じて資産が増加するのに寄与した妻は、財政的な寄与のない場合に、法定信託という救済的な仕組みを通じて、部分的な所有権を承継させることに成功するであろうという。

ここでは夫のみが費用を負担して、彼の名義で住居が建設されている。妻もある程度の費用を負担していたのであれば、これまでみたくつかの事例のように、場合に依じて夫への贈与となることもあろうし、夫婦共同の出資として共有となることも考えられる。だが、ここでは費用を負担したのは夫のみであり、妻は労力のみを提供したという。夫婦の一方が財産を取得するについての他方の寄与は、何も財政的・金銭的なものに限られるわ

けではない。ここにみるような妻の労力の提供も同等の評価に値するものであろう。反面からいえば、このような場合にこそ、財政的な寄与に比較して損色のないように、信託の法理を有効に利用しなければならぬ。復帰信託が考えられなければ、裁判所もいうように、法定信託により妻を救済するのが妥当であろう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 1. p. 95.

⑤ *Machuk v. Machuk* (一九七九) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、妻は一九六一年六月に現在の夫と再婚した。夫婦各自は婚姻住居が妻の所有であることを理解している。夫婦は一九七二年一〇月まで同居したが、妻は夫に住居から立ち去るよう要求した。一九七七年四月に両者は離婚した。ところで、一九六七年に夫婦は婚姻住居に隣接する財産を含有者 (Joint tenant) として取得した。夫婦は仕事に従事し、収入は大部分、家事の収入を処理するためにプールされた。夫によれば、隣接する財産について夫婦が共同の権利をもつ代わりに、妻は彼女がもつ住居の権利を夫に移すことについて口頭の合意があり、両者はそれを実行する意思であった。しかし、妻が合意を否定したため、住居に関する所有権が争点となった。

裁判所はこれに対し、住居について夫の権利を認め、次のように判断している。すなわち、請求の主たる対象は、両者が現にそこに居住している妻所有の婚姻住居である。夫は法定信託により、妻所有の財産について少しばかり権利をもっていた。夫は住居に明白かつ重要な改良を加え、財産について一〇パーセントの利益が認められるという。

ここでは当初から妻の所有に属していた住居について、その後の事情からみて、夫になんらかの権利があるか

どうか争われている。裁判所は法定信託を理由として夫の権利を認めるけれども、この判断は正しいかどうか。婚姻時に夫は住居が妻の所有に属することを理解していたとすれば、信託関係が生じるのはそれ以降のことではない。婚姻後に夫が自分の費用で住居に修理・改良を加えたことにより住居の価値が増加し、増加した割合に応じて夫の権利が生じたということになる。夫はこの権利を信託の法理を用いて主張すればよい。妻の意思が認められない限り、裁判所がこれを法律的作用によるものとし、法定信託と説明するのも当を得た判断ではなからうか。

(一) R. F. L. 2d. vol. 10. p. 224.

⑥ Van de Mark v. Van de Mark Walor (一九八一) 事件<sup>(一)</sup>

この事件において、医師・歯科医師である夫婦は一九四九年に婚姻し、一九七一年に別居、一九七三年に離婚し、その後は双方とも再婚している。ところで、夫は一九九一年前の一九六二年に婚姻住居を四九・一五〇ドルで購入し、妻の名義で登記し、離婚するまでの約一〇年間、すべての改良工事の費用を負担した。夫婦はこの住居で生活し、夫は現在六〇〇・〇〇〇ドル以上の価値のある住居についての利益を主張した。

裁判所はこれに対し、夫の主張を斥け、次のように判断している。すなわち、夫は妻に住居を贈与する意思であり、その後に改良を加えた。絶対的な効力のある贈与が行われた事情のもとで、法定信託を押しつけることはできないという。

ここではどのような方法で夫が妻に住居を与えたのか明らかでないが、取消することができず、絶対的な効力をもつ贈与と認定している。最も確実な方法としては捺印証書 (Deed) によったと考えるのが妥当であろう。当初

は四九・一五〇あった住居が、夫による改良などにより、約一九年後に一二倍の価値になっている。裁判所はこのような改良による価値の増加も夫による贈与になると判断している。もし贈与が住居の購入のみに限定して行われていたならば、その後増加した価値については、夫の有利に法定信託を認める余地も生じていたのではなかろうか。

(一) R. F. L. 2d. vol. 35. p. 313.

⑦ Sheppard v. Sheppard (一九八二) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、夫婦は一九五三年に婚姻し、復員軍人土地法 (The Veteran's Law Act) のもとで一九六三年に住居を取得した。一九六九年に別居したとき、妻は入院中であり、退院後しばらくして和解を試みたが、成功しなかった。夫婦は一九八一年に離婚し、一九八一年に夫は住居を売却してしまった。妻は婚姻中、一九六三年より六九年まで仕事に従事しており、彼女の収入は家族のために使用された。彼女は住居の売却金について持分を請求した。

裁判所はこれに対し、夫が妻に一・五〇〇ドル支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、妻は彼女の収入から住居を維持するための費用を負担することにより、経済的に寄与した。家族法改正法 (The Family Law Reform Act) の施行された当日、彼等はすでに離婚して前配偶者であったから、彼女は同法第四条および第七条を利用することはできなかった。彼女が実質的な救済を求めるならば、「財産への寄与」と題する第八条の規定またはコモン・ローによらなければならない。それよりも、彼女は信託にもとづいて救済を得ることができた。夫は妻の寄与した価値の範囲において、法定の信託受託者 (constructive trustee) であり、妻の寄与は別居のと

き現在で価値があったという。

ここにいう家族法改正法は一九七八年三月三十一日に施行されており、夫婦の離婚はその前年のことであった。したがって、裁判所もいうように、「家族財産の分割」に関する第四条の規定、「夫婦間の権利の問題の決定」に関する第七条の規定を適用できず、ただ「財産への寄与」に関する第八条の規定は当面の場合にも適用されるにすぎない。しかし、妻の請求に対し、裁判所が信託の法理に注目したのは賢明であった。住居は夫の所有に属しており、彼が自分の収入によって住居の維持、改良に努めるならば、夫婦はそこで快適な生活を続けることができよう。だが、別居するまでの七年間、妻は夫に代わり、彼女の収入で住居を維持する費用を支出した。住居は夫の名義になっているが、妻が費用を支出するのに対応して住居の名義が部分的に妻に信託的に移転しており、夫はそれに関して妻との間に何等の合意もしていないが、法律上当然に妻のための信託受託者としての立場における、妻の持分を管理する義務を負わされている。当面の場合、夫は住居を売却したが、その時点で妻の潜在的な持分を明確にし、夫はこれまで信託受託者としてきた妻の持分を売却代金より支払うべき義務があると考えられる。裁判所は夫に一・五〇〇ドルの支払いを命じているが、この額が適正なものかどうか、判断する資料に乏しい。

(1) R. F. L. 2d. vol. 28. p. 410.

(2) D. M. Ford, Ontario Annotated Family Law Service. pp. 423-2-423-7.

⑧ Murray v. Roty (一九八三) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、コモン・ロー婚の夫婦は一九七二年から一九八〇年まで同居した。夫は妻に彼等が婚姻す

ると信じさせていた。同居中、妻は夫の経営するサービス・ステーションでの仕事で少しばかり給料を得ていたが、残業手当はない。一九七四年に夫は住居を購入した。一九七五年に彼は農場を取得し、一九七八年に住居を売却し、新居を手に入れた。同居期間中、妻は家事の大部分を遂行し、仕事場を維持し、少しばかり家事費用を負担し、農場の仕事の手助けもした。彼女は夫の財産について三〇〇・〇〇〇ドルの利益を請求した。

原審は法定信託を基礎として財産上の利益を妻に付与したので、夫が控訴した。

裁判所は夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、妻によつて遂行された仕事および寄与した賃銀の結果として、夫は不当利得を得ていた。妻の賃銀は最低の金額であり、彼女はサービス・ステーションの残業手当または農場・家事についての労働の支払いをうけていない。妻は直接にも間接にも、夫の所有する財産の取得および改善について大きな寄与をしていた。それゆえ、与えられるべき利益は、寄与に相応したものでなければならぬという。

ここでは法定信託の法理によるのが適切な具体的な事情が展開されている。サービス・ステーションを経営する夫が住居を取得したり、買い替えたり、農場を手に入れる一方において、妻は低賃金で残業手当もなく働き、家事の大部分を負担し、その費も少しばかり支出し、さらに農場の作業もする。もともと、信託の法理の裏付けとしての不当利得の返還が含まれていることはいうまでもない。妻の利益を保護するため、夫婦間に信託をめぐる明示の意思はもとより認められず、復帰信託ではなく、原審の判断どおり、法定信託によるのが妥当であろう。なお、妻の請求どおりの金額を控訴審も認めただけども、それが適切かどうか、判決の文面から詳細な検討はみられない。

(一) R. F. L. 2d. vol. 34. p. 404.

⑥ Benke v. Kenke (一九八六) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、夫婦は一九五九年に婚姻し、一九八二年に別居した。夫婦の婚姻二日前に、夫の父は夫婦に住居を合有者 (Joint tenant) として市場価格よりも安く譲渡した。夫婦は住居の半分を他に賃貸し、半分に住した。妻は一九六〇年まで働き、その後は一九七四年に子が生まれるまで家庭に留り、時に応じてパートに従事した。すべての夫婦の金銭は共同の銀行口座に預金された。夫の分は一五・〇〇〇ドルであるが、妻のそれはるかに少なかった。一九七五年に夫は単独名義で養い場を購入した。そのための費用は妻の同意を得て共同口座から支払ったが、妻はその仕事に何の関係ももたなかった。農場およびにわたりの分け前の価格は、別居のときに二二六・〇〇〇ドル、裁判のときは四七五・〇〇〇ドルであった。一九八六年の家族法典 (The Family Law Act) のもとの財産分割の手續において、妻は養い場について、復帰信託の法理で利益を請求した。

裁判所はこれに対し、離婚後の養い場以外の財産の価値を衡平に分割し、次のように判断している。すなわち、妻は養い場について所有権による利益をもたない。事実によれば、妻は復帰信託にもとづいて財産上の利益を請求することはできなかった。養い場を分配するという共通の意思は存在しなかったという。

一九七二年の家族法改正法のうち、一九八六年の家族法典は第一四条において、「復帰信託の推定に適用される法則は、夫婦間の財産の所有権の問題に、彼等は婚姻していなかったかのように、適用されるものとする<sup>(2)</sup>」旨を定めている。ここで問題になるのは妻の示した態度であろう。夫が養い場を購入するに当って、夫婦共同の口座より支出するとき、誰れが妻の立場におかれても、自分の支出する金額に應じて、購入される物の所有権について持分を主張し、共同の名義とすべきことを要求するのが常であろう。だが、当面の場合、夫は購入した養い場を自分の単独名義としており、妻は何も異議をのべない。妻の真意はどこにあるのか。たしかに自分は金銭



的な負担をしたけれども、それに見合う所有権を取得する意思は全くないというのか。それであれば、妻は相当な金銭を夫に贈与したにすぎないのが現実という結果になる。妻が復帰信託の法理にもとづいて所有権を主張するためには、夫婦間で、購入した養い場は一応、夫の名義とするが、これについては妻も負担に応じて所有権を有し、夫はこれを信託的に保有していることを了解している、つまり、この点で夫婦双方に共通の意思が存在していなければならぬ。当面の場合、このような共通の意思が認められなかったため、妻の請求が斥けられる結果となったのも当たり前であろう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 4. p. 58.

(2) 村井「家族法典——一九八六年カナダ・オンタリオ州」神戸学院法学第二八卷三号九三頁。

⑩ Seed v. Seed (一九八六) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、夫婦は一九七〇年に婚姻し、一九八三年に別居した。一九七二年に夫の父は夫婦にある土地を合有不動産権 (Joint tenancy) として贈与し、夫婦はここに住居を建設した。夫婦は協力して事業経営の事に従事し、彼等の収入を共同口座とし、それを利用して建物の材料を購入し、建築した家屋を四五・〇〇〇ドルで売却した。金銭は夫の名義で機械工作事業に利用された。別居後、夫は事業資産を新らしい会社に移した。妻は工作事業の初期の段階では夫と共同の事業主として夫の手助けをしていたが、別居後、夫が事業資産を新しい会社に移したので、妻は別の雇傭を得て働いた。その後、妻が離婚を請求し、財産の分割を求めた。

裁判所はこれに対し、家族財産を平等に分割したうえ、事業に関して法定信託が課せられるとし、次のように判断している。すなわち、共同の基金 (Funds) は事業を起すための機械および設備を買い入れるために利用され

た。もし妻が事業から何も受けられなかったならば、夫は不当に利得したことになる。事実上、事業に関して法定信託が存在していた。妻は事業の盛衰に参加する権利があった。夫婦が各自寄与していたとすれば、妻は事業による利益の四分の一の五四・〇〇〇ドルを与えられるという。

ここで問題は夫婦の共同事業に絞られる。当初、夫の父から夫婦双方に贈与された土地を生活の基盤とし、さらに彼等の収入である共同口座を利用して建設した家屋の売却代金も事業を開始する基金となった。別居後、夫が事業資産を新しい会社に移すまで、妻は名実ともに共同事業主としての地位を占めていた。その間、事業主としての地位に相應する報酬を妻が得ていたならば、問題は生じないはずである。この点に関する明白な説明が見当たらないが、妻は終始、夫の事業に協力するのみで、地位相應な報酬は何も受け取っていないのが現実ではなからうか。裁判所の判断もこのような事情を基礎においていると考えられる。そうだとすれば、夫はまさに妻の協力による結果を不当に利得したことになる。妻が不当利得の返還をうける方法として、ここに信託の法理をもち出すとしても、たとえば夫が妻のための復帰信託を考えていたような場合は別であるが、そうでなければ法定信託としなければなるまい。

(一) R. F. L. 3d. vol. 5, p. 120.

⑩ Young v. Young (一九八九) 事件<sup>(1)</sup>

この事件において、夫婦は一五年間の婚姻生活のち、一九八五年に別居した。双方とも婚姻中は仕事に従事し、妻は二人の子の世話を一次的に引き受け、別居後も二人の子は妻の許にいる。妻は夫による虐待を理由に離婚の訴を提起した。住居は、夫の事業の関係で、夫婦共有の名義から妻の名義に移されていた。妻は引続いて財

産上の寄与をしており、使用者に変化はない。離婚手続において、夫婦は子の看護および家族財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、子の看護を妻に委ね、夫婦の所有する財産を平等に分割し、次のように判断している。すなわち、夫婦の意思は財産が引続いて夫婦双方によって所有されることにあった。夫の事業の關係で住居の名義が妻に移されているけれども、復帰信託の推定を斥ける証拠は存在しないという。

この点も、*Bank v. Bank* (一九八六)事件と同様に、家族法典第一四条の復帰信託の推定に関する規定のもとで、夫婦間の意思が問題となろう。夫婦の住居は当初、夫婦共有の名義であったが、夫の事業の都合で妻の単独名義に移されていた。多分、この時点で、夫は自分の事業経営がうまく行かず、債務の支払いが不可能となり、住居が差押えられるような事態を予想して、そのような危険を回避する方策として、一時的にせよ住居の所有名義を妻に移すこととし、いずれ時機をみて、再び夫婦共有の名義に戻すつもりであり、妻もこの間の事情を了解していた。そこには夫の持分を妻が信託的に保有するという夫婦共通の意思が存在したものと考えるべきでない。復帰信託の推定をするについて何の障壁も存在しないであろう。

(一) R. F. L. 3d. vol. 19. p. 227.

## 五 カナダ最高裁の判例

ここで当面の問題をめぐるカナダ最高裁のリーディング・ケースとされる *Pettikus v. Pettikus* (一九八〇) 事件<sup>(1)</sup>をみなければならぬ。この事件において、約二六年間、オンタリオ州で二人は未婚のまま、夫婦として同居してきた。妻は最初の五年間、二人の生活を支え、夫は農場を取得できるように貯蓄した。妻は夫を助けて養蜂業の

獲得と維持に努め、また農場の仕事を助けた。夫はその後、さらに土地を購入し、養蜂業による利益でその一部に住居を建設した。農場はその後に売却され、代金は夫の銀行口座に預けられた。妻は彼等の共同努力の結果として取得した不動産その他の財産の二分の一について権利がある旨の宣言を求めた。控訴審は妻の請求を認めたので、夫がカナダ最高裁に上告した。

最高裁は夫の上告を斥け、次のように判断している。すなわち、二人の財産関係について共通の意思に関する証拠がないため、復帰信託は存在しなかった。しかしながら、妻の利益のために法定信託が発生しており、共同努力および作業の結果、夫は財産を取得することができた。財産を平等に分割するについて、長年月の間存在した二人の夫婦としての関係および日常的な関係に異議をさしはさむ理由は見当らない。寄与と議論されている財産との間に明白なつながりがある。金銭による間接的な寄与および仕事による直接の寄与は、その信託受益者としての所有権 (Benefit ownership) が争われている財産と明白なつながりをもっている。夫は共同事業の実質的な財産について、妻よりは少しばかり多く寄与したかも知れないが、二人は無から出発し、各自は継続して働き、根気強く、精を出して共同で努力した。したがって、平等に分割するのが適切であるという。

ここでは未婚の男女が長年にわたって同居し、その間に彼等の共同努力によって取得した財産に関する各自の権限が争わされている。両者の間にこれについて明白な合意がなくとも、なんらか暗黙のうちに共通の意思が存在していたならば、復帰信託を用いることができたはずである。ところで、復帰信託は一般的にみれば、ある財産を取得した人によって、その財産が他人の名義にされる場合に生じる。復帰信託を認定することは、財産に関する経済的な利益を権限のない人に分配するという当事者の共通の意思を基本においている。このような共通の意思は、客観的な基準にもとづいて決定されなければならない。裁判所は当事者の行為から外見上の意思を推測

することになる。当面の事件において、ディクソン (Dickson) 判事は多数意見により、右のような意味での復帰信託は存在しないと認定した。

そこで改めて法定信託が問題となる。ディクソン判事は彼が過去にアルバート州に関連する同じ最高裁の *Rahwell v. Rahwell* (一九七八) 事件<sup>(2)</sup>で認めた法定信託の成立するための三つの要件をこどもくり返している。彼は法定信託を「不当利得を理由とする救済」と位置づけており、①不当利得が存在するといえる前提として必要な利得、②それに関連する他方の損失および③利得を正当とする理由が存在しないこと、の三点である。かくして、不当利得を救済するための方法として、法定信託を認めながら、カナダ最高裁は、他のコモン・ロー諸州で優勢な他の考え方をのり越えて、カナダの法律の中にこれを発展させていったと高く評価されており、この事件がリーディング・ケースとされるのも<sup>(3)</sup>もつともと考えられる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 19, p. 165.

(2) R. F. L. 2d. vol. 1, p. 1.

(3) E. L. Lenkinsky, *A practical Guide to the Family Law Act*, pp. 18-19. (1998)

## 六 おわりに

離婚の際に夫婦の財産関係を調整する方法として、一つは第二次世界大戦後のイギリスにはじまり、カナダへと受け継がれた「シュロの木の正義」の理論が姿をみせたし、もう一つはそれに続いて「信託」の法理がみられる。前者は古いギリシヤ・ローマのことわざを手がかりとして、一九五〇年代のイギリスで採用されたが、長くは続かず、約二〇年後の一九七〇年には早くも吊鐘を聞くこととなっている。一方、カナダにおいても、時期は

不明ながら、「シユロの木の正義」の理論が継承されていたが、イギリスより一〇年ほど早く、一九六〇年代には姿を消してしまい、イギリスの場合と同様に「信託」の法理がこれにとつて代わったのが実情であった。

ところで、本稿で参照したオンタリオ州の事例をみれば、主として復帰信託と法定信託が議論的となつてゐる。第四節では信託をめぐる一一件の事例を参照したけれども、リーディング・ケースとされるカナダ最高裁の一件も含め、法定信託が九件と多数を占めており、復帰信託は二件にすぎない。ほかに贈与とされたのが一件みられる。夫婦の財産関係をどのように調整するかについて、双方の間で予め明示または黙示の合意によつて信託関係を設定したと認定される場合は別として、双方の意思が明確でない場合には、法定信託の法理によつて解決するのが合理的と判断される場合が多いのが実情ではなからうか。しかも、この法理によれば、財産関係の調整について、正式の夫婦はもとよりのこと、事実上の夫婦（コモン・ロー婚による）についても、それによつて完全にカバーできる点を重要視する必要がある。第五節にみたカナダ最高裁の事例がリーディング・ケースとされることからみても、信託の法理のうちでもとくに法定信託が大ききはたらきをしている事実を推測することができる。最後に参考のために、カナダにおけるコモン・ロー婚に関する一九九〇年代の国勢調査の結果を法定信託との関係で明らかにされているので、ここに紹介しておこう。それによれば、カナダにおいて同居しているカップルの約一四パーセントは未婚であった。一八八一年には六パーセントであつたから、それより上昇している。カナダの立法機関は一九七四年よりスタートして、ゆつくりと、未婚の男女に夫婦のパートナーとしての法律上の承認を与え始めた。具体的にいえば、子が生まれたか、または一年ないし五年の間の特定された期間、同居していた人々に、制限された夫婦としての権利（Spousal rights）を与え始めたが、一九九〇年代の中頃、婚姻とコモン・ロー婚との間にいくつかの重要なちがいが残されていた。ケベックおよびアルバータ両州は、コモン・ロー

上の夫婦のために私的な扶養の権利・義務を法律上で認める他の州の仲間には加わらなかった。だが、多くの州において、裁判所は長期にわたる関係の終りに際して、財産上の請求を認めるために法定信託の法理を使用するであろうという。<sup>(1)</sup> これこそ、カナダにおけるリーディング・ケースとされる前出の最高裁の事例を理解するのに適切な判断材料を提供してくれるものと評価したい。

(1) N. Bats and R. Jaremko, Non-Marital Unions, Finality of separation Agreement and children's issues. The International survey of Family Law. 2002. Ed. pp. 110-111.